

# 大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業



## 子育て世帯の中古住宅取得 最大 45万円補助



|                |   |
|----------------|---|
| 対象世帯           | 申請する年度の4月1日時点において、18歳未満の子及びその親を世帯構成員に含む世帯(出産予定の者でも可)  |
| 補助対象事業         | 中古住宅(大分市住み替え情報バンクに登録している中古住宅のみ)を購入し、移転する事業  |
| 対象物件の面積        | 中古住宅の登記日に誘導居住面積水準を満たすこと<br>(登記日から1年以内に誘導居住面積水準を満たす場合を含む)  |
| 耐震性            | 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた木造の中古住宅は耐震性を有すると認められること  |
| 補助対象経費         | 住宅の取得に要する経費   |
| 補助金額           | 30万円を限度とする  |
| 加算             | 下記を満たす場合に15万円の加算あり<br>・親世帯と三世帯近居(中学校区が同一)となる場合<br>(親世帯・・・子育て世帯の世帯主またはその配偶者のどちらかの親を含む世帯)<br>・住宅団地外から居住誘導区域内の住宅団地へ住み替える場合 |
| フラット35<br>金利優遇 | フラット35を使用した場合に、当初5年間の金利が0.25%引き下げ   |

※購入した中古住宅(住み替え情報バンク登録物件)を解体しその敷地内に新築する場合は補助の対象とします。  
(中古住宅購入の日から1年以内に登記され、新築住宅の登記日に誘導居住面積水準を満たすこと)

※本補助金以外に国、地方公共団体その他公共的団体の補助等を受ける場合は、その補助等に  
係る部分の経費を補助対象経費から除くものとします。

### 令和2年度の申請期間

令和2年6月1日(月)から、令和3年3月31日(水)まで

※取得した住宅の登記および移転が完了した日から3か月以内  
の申請が必要

※予算の範囲内まで受け付けます

お問い合わせ先

大分市土木建築部 住宅課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話 097-585-6012

ファックス 097-536-5896

E-mail jyutaku@city.oita.oita.jp

## ◆誘導居住面積水準について

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。

計算方法

$$25\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 25\text{m}^2$$

- ①世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。
- ②世帯人数(①の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。
- ③世帯構成員に18歳未満の者が3人以上いる場合にあっては、年齢が最も低い者及び2番目に低い者以外の18歳未満の者は、算定に含めない

## ◆補助対象者(以下の要件のすべてを満たす子育て世帯の世帯構成員であること)

- 中古住宅または新築住宅の所有権の登記名義人であること
  - 世帯構成員全員が、本市の市税を滞納していないこと
  - 世帯構成員全員が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - 大分市移住者居住支援事業補助金交付要綱第3条第2項に規定する要件に該当しないこと
- ※親世帯と近居する場合
- ・親世帯の世帯構成員全員が本市の市税を滞納していないこと。
  - ・親世帯の世帯構成員全員が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## ◆フラット35について

本事業を利用し、中古住宅を取得する際に民間金融機関で住宅ローン(フラット35)を活用する場合、金利引き下げ(当初5年間 ▲0.25%)を受けることができます。詳しくは住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。